資料4-2

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会について【別紙】

2020年11月6日 金 融 庁

別紙(1)

新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その1)

【日本公認会計士協会より公表(2020年3月18日)】

- 〇 日本公認会計士協会は、3月18日に「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意 事項(その1)」を公表
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響により、監査手続の実施が困難な場合に おける、代替的な手続方法や監査証拠を間接的に入手した場合の留意点を明確化

- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響により、監査において、当初予定されていた手続が実施できない状況が生じているとの声が、会員から寄せられている。
- ▶ 現下、監査人は、新型コロナウイルス感染拡大のリスクに留意しながら、職業的専門家としての判断を行使し、被監査会社の協力を得て、十分かつ適切な監査証拠を入手できるように対応することが望まれる。
- ▶ そこで、現時点において、監査人が留意すべきと思われる事項として、「実地棚卸の立会」「残高確認」「監査証拠の信頼性」「グループ監査」を列挙し、監査手続の実施が困難な場合における、代替的な手続方法や監査証拠を間接的に入手した場合の留意点を明確化。
- ▶ このほか、監査スケジュールの見直し及び延長等を必要に応じて検討すること。

会計上の見積り(減損、繰延税金資産等)を行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方 【企業会計基準委員会:議事概要(2020年4月10日公表・5月11日追補・6月26日更新)】

- 我が国の会計基準策定主体である「企業会計基準委員会」は、新型コロナウイルス感染症の収束時期 等を予測することが困難な状況において「会計上の見積り」(※)を行う際の留意点を明確化
- ※ 財務諸表を作成する際は、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等に関し、様々な 会計上の見積り を行うことが必要

- 新型コロナウイルス感染症の影響のように不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の 見積りを行う必要。
- ▶ ただし、新型コロナウイルス感染症の影響の見積りにあたっては、外部の情報源に基づく客観的な情報を用いることができないことが多いと考えられる。この場合、今後の広がり方や収束時期等も含め、企業自らが一定の仮定を置く。
- 企業が置いた一定の仮定が明らかに不合理である場合を除き、最善の見積りを行った結果として見積 もられた金額については、事後的な結果との間に乖離が生じたとしても、「会計上の見積りの誤り」 にはあたらない。
- ▶ なお、企業がどのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、重要性(注)に応じて、 財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要。
 - (注) 当年度に会計上の見積りを行った結果、当年度の財務諸表の金額に対する影響の重要性が乏しい場合であっても、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある場合は、開示を行うことが強く望まれる。
- ▶ 四半期決算において、上記仮定に重要な変更を行ったときは、当該変更の内容を開示する必要(注)。 また、前年度に上記仮定を開示していない場合であっても、四半期決算で重要性が増し新たに開示すべき状況になったときは、開示する必要。
 - (注)四半期決算において、前年度に開示した上記仮定について重要な変更を行っていない場合でも、そのことが財務諸表の利用者への有用な情報となる場合は開示することが望ましい。

別紙③

新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その2) ^{| 別剤} 【日本公認会計士協会より2020年4月10日公表・5月12日更新】

- 〇 日本公認会計士協会は、4月10日に「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意 事項(その2)」を公表(5月12日更新)
- 〇 企業会計基準委員会が4月10日公表(5月11日追補)した「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」を踏まえた判断など、新型コロナウイルス感染症による不確実性の高い環境下における監査上の留意点を明確化

- ▶ 財務諸表の利用者等の意思決定に資するという公共の利益を勘案して、監査意見が表明できないという判断を下すことに慎重な判断が必要
- ▶ 企業会計基準委員会の議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症 の影響の考え方」(追補)に留意
- ▶ 会計上の見積りの合理性の判断を行う際には、見積りに影響を及ぼす入手可能な情報をもとに、悲観的でもなく、楽観的でもない仮定に基づく見積りを行っていることを確かめることが重要
 - ⇒経営者の過度に楽観的な会計上の見積りを許容したり、過度に悲観的な予測を行い、経 営者の行った会計上の見積りを重要な虚偽表示と判断することは不適切
- 会計上の見積りの不確実性が財務諸表の利用者等の判断に重要な影響を及ぼす場合には、 企業による追加情報等の開示や、監査報告書の強調事項を用いて有用な情報を提供

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた 有価証券報告書等の提出期限の延長について

別紙(4)



2020年 4 月14日 2020年 4 月22日更新 金融庁

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた 有価証券報告書等の提出期限の延長について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。これに伴い、今後、3月決算企業をはじめとする多くの企業において、決算業務や監査業務を例年どおりに進めることが困難になることが想定されます。
- こうした状況を踏まえ、企業や監査法人が、決算業務や監査業務のために十分な時間を確保できるよう、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等(注)の提出期限について、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、企業側が個別の申請を行わなくとも、一律に本年9月末まで延長しました。
 - (注)有価証券報告書のほか、四半期報告書、半期報告書、親会社等状況報告書、外国会社報告書、外国会社四半期報告書及び外国会社半期報告書等を含みます(それぞれ、2020年4月20日から同年9月29日までの期間に提出期限が到来するものが対象です。例えば、12月決算の場合、第1四半期及び第2四半期に係る四半期報告書の提出期限がともに本年9月末まで延長されます。)。また、本改正に伴い、有価証券報告書等と併せて提出される内部統制報告書と確認書の提出期限も、本年9月末まで延長されます。

リンク先→「企業内容等の開示に関する内閣府令等」の一部改正について

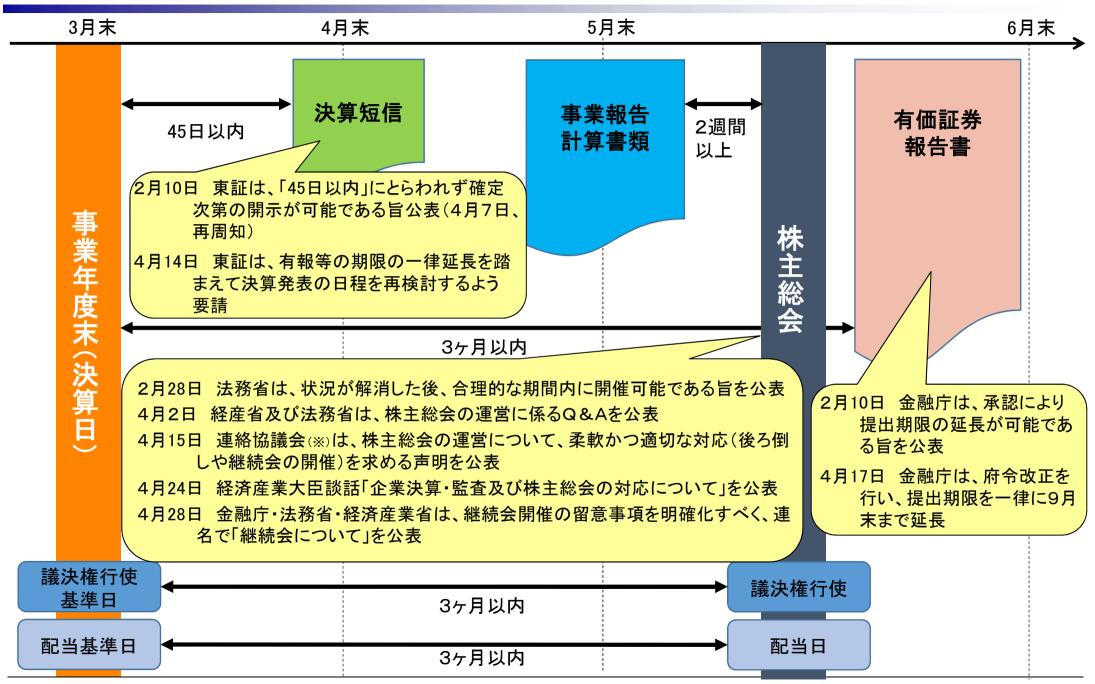
○ 提出期限の確定しない報告書である臨時報告書については、新型コロナウイルス感染症の影響により作成自体が 行えない場合には、そのような事情が解消した後、可及的速やかに提出することで、遅滞なく提出したものと取り 扱われることとなります。 お問い合わせ先

金融庁 Tel: 03-3506-6000(代表)

企画市場局企業開示課(内線3805、3896)

※具体的なご相談は、提出先の各財務局へお問い合わせください。

年度決算に係る開示日程の例(3月決算)と新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた主な対応



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 企業決算・監査及び株主総会の対応について

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会(2020年4月15日公表)】

- 〇 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会は、 4月15日に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応 について」を公表
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、3月期決算業務と監査業務に大きな遅延が生じる 可能性が高まっている中で、関係者におけるこれらの業務及び株主総会の対応の在り方を提示

主なポイント

企業· 監査法人

- ▶ 有価証券報告書等の提出期限を9月末に一律に延長する内閣府令の改正等を踏まえ、従業員等の 安全確保に十分な配慮を行いながら、例年とは異なるスケジュールも想定して、決算及び監査業 務を遂行
- ▶ その際、企業は、株主総会の運営に関し、以下の点を踏まえつつ対応
- オンライン等での開催を含む株主総会運営に係るQ&A(2020年4月2日、経済産業省・法務省公表)を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにあらかじめ適切な措置を検討
- 会社法上、定時株主総会の日程を後ろ倒しにすることは可能
- <u>当初予定した時期に定時株主総会を開催する場合</u>には、例えば以下の手続も考えられる

企業

- ① 当初予定した時期に定時株主総会を開催して<u>続行の決議</u>を求める (当初の株主総会では、取締役選任等を決議するとともに、<u>計算書類・監査報告等は、継続会に</u> おいて提供する旨を説明)
- ② 決算・監査業務の完了後直ちに計算書類・監査報告等を株主に提供し、当初の株主総会の後、 合理的な期間内に継続会を開催
- ③ 継続会において、計算書類・監査報告等について<u>十分な説明</u>を尽くす (継続会の開催に際しても、必要に応じて開催通知を発送するなど、株主に十分な周知を図る)

投資家

▶ 長期的視点からの財務の健全性確保や必要性に留意するとともに、上記対応への理解

別紙⑥

新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その4) 【^{別収} 【日本公認会計士協会より公表(2020年4月22日)】

- 〇 日本公認会計士協会は、4月22日に「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意 事項(その4)」を公表
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために政府や地方自治体の要請等により営業を停止した場合の固定費等の会計処理並びに銀行等金融機関の自己査定及び償却・引当に関する 監査上の留意点を明確化

- 1. 操業、営業停止中の固定費等の会計処理
 - ▶ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために政府等の要請に応じて工場の操業や店舗の営業を停止した期間の固定費等に、臨時性があると判断した場合、監査上、損益計算書の特別損失の要件を満たし得るものとして取扱うことが可能。
- 2. 銀行等金融機関の自己査定及び償却・引当
 - ▶ 監査人が貸倒引当金の見積りの監査を行うに際し、
 - 金融機関が一定の仮定を置いて最善の見積りを行った結果が仮に事後的な結果と 乖離したとしても会計上の誤りには当たらないこと、
 - 金融庁が個別の貸出金の査定に関し金融機関の判断を尊重するとしていること などに留意。

別紙(7)

経済産業大臣談話「企業決算・監査及び株主総会の対応について」 ^{| 別社} 【経済産業省より公表(2020年4月24日)】

- 1. 新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が今後も続くと見込まれる中で、決算発表 を延期する企業も出てくるなど3月期決算企業の決算・監査に関する業務に大きな遅延 が生じる可能性が高まっている。
- 2. もっとも、企業の決算や株主総会運営の業務に携わる方々の健康や安全にも十分にご配慮を頂く必要がある。今こそ中長期的な成長を念頭に置いた経営判断が求められるところ、ここで焦ることが、かえって企業全体のオペレーションに悪影響を与えることは避けなければならない。
- 3. 企業においては、6月末に開催されることが予定されている株主総会につき、その延期 や継続会の開催も含め、例年とは異なるスケジュールや方法とすることをご検討頂きた い。
- 4. 株主・投資家においては、決算作業の適切な遂行や従業員の安全確保に努める結果として、株主総会の運営につき、例年とは異なるスケジュールや方法とすることに十分にご理解頂きたい。
- 5. 経済産業省としても、上記の円滑な実施のために、最大限のサポートをしてまいりたい。

金融庁・法務省・経済産業省連名による「継続会(会社法317条)について」の公表

〇 金融庁・法務省・経済産業省は、4月28日、連絡協議会(※)において示された株主総会対応のうち、 継続会の開催に当たっての留意事項を示すガイダンス(「継続会(会社法317条)について」)を公表 (※)新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会

趣旨

継続会は、未曾有の危機により、従業員や監査に従事する者を感染リスクにさらすことなく計算書類を確定することができない中にあって、剰余金の配当基準日が3月末日とされている場合におけるその基準日株主に対する配慮、経営体制を刷新していく必要性等多様な利害関係者の利益や質の高い監査を確保されるために、採用されるもの

1. 継続会開催の決定

▶ 当初の定時株主総会時点で継続会の日時及び場所が確定できない場合、これらの事項を<u>議長に一任する決議も許容</u> される。この場合、継続会の日時・場所が決まり次第、事前に株主に十分な周知を図る

2. 取締役及び監査役の選任

- ▶ 当初の定時株主総会における円滑な意思決定を確保するために、既に公表した四半期報告等を活用して、一年間の 事業の概況、新任の経営者に求められる役割等について丁寧に説明を行うことが求められる
- (※)任期が今期の株主総会の終結時までとされる取締役等について、当初の株主総会時点において改選の必要があるときは、当該時点をもってその効力を生ずる旨を明らかにすることが考えられる

3. 剰余金の配当

- ▶ 当初の定時株主総会で剰余金の配当決議を行う場合(※)最終事業年度である2019年3月期の確定した計算書類に基づき算出される分配可能額の範囲内でこれを行うことが可能(※)当該行為の効力発生日が2020年3月期の計算書類の確定前に限る
- ▶ この場合、2020年3月期の決算数値から予想される分配可能額にも配慮することが有益と考えられる

4. 合理的期間

▶ 当初の定時株主総会と継続会の間の期間は、決算・監査の事務及び継続会の開催の準備をするために必要な期間の 経過後に継続会を記載することが許容される。もっとも、その間隔が余りに長期間となることは適切ではなく、現 下の状況にかんがみ、3ヶ月を超えないことが一定の目安になるものと考えられる

5. 事務遂行の在り方

▶ 本件に関する決算や監査業務の遂行に当たって書面の押印を求めるなどの慣行は見直されるべき

別紙(9)

新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その5) 【日本公認会計士協会より公表(5月8日)】

- 日本公認会計士協会は、5月8日に「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意 事項(その5)」を公表
 - ➡ 除外事項付意見(監査範囲の制約)の取扱い及び経営者確認書に関する留意事項を周知

- ① 除外事項付意見(監査範囲の制約)
 - ▶ 実施困難となった当初計画の監査手続について、代替手続を実施したが十分かつ適切な 監査証拠が入手できず、未発見の重要な虚偽表示の可能性がある場合、監査範囲の制約 として、限定付適正意見もしくは意見不表明を表明
 - ▶ 限定付適正意見もしくは意見不表明を表明する場合は、経営者及び監査役等への説明責任 だけでなく、利害関係者に対しても説明責任を果たせるように努めなければならい
 - ⇒ 意見不表明ではなく限定付適正意見を表明する場合は、監査報告書にその理由について、財務諸表利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する必要
 - ▶ 計算書類等に対して限定付適正意見もしくは意見不表明を表明した場合は、定時株主総会において計算書類等の承認が必要となる点、剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めの効力を失う点に留意が必要
- ② 経営者確認書に関する留意事項
 - ▶ 新型コロナウイルス感染症について経営者に確認が必要と考えられる事項を例示
 - ▶ 監査報告日に署名又は記名捺印のある原本の入手が困難な場合には、改竄不能なPDF等で 入手し、後日、署名又は記名捺印のある原本を入手することも可能

「新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」の公表概要

○ 企業会計基準委員会が公表した議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症に関する開示の考え方」(2020年4月10日、5月11日追補)を踏まえ、金融庁から、有価証券報告書の財務および非財務情報の双方において、今般の感染症の影響に関する、具体的かつ充実した開示が強く期待されることを要請(2020年5月21日公表)

要請文の主な内容

(1)財務情報における追加情報の開示

- ▶ 企業が財務諸表の作成に当たって設定した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について、企業会計基準委員会が公表した議事概要(2020年4月10日公表(※1)、5月11日追補(※2))を踏まえ、財務情報(追加情報の注記)において具体的に開示することを強く期待
 - ※1 2020年4月10日 議事概要(抜粋)
 - (4) 最善の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する一定の仮定は、企業間で異なることになることも想定され、同一条件下の見積りについて、見積もられる金額が異なることもあると考えられる。このような状況下における会計上の見積りについては、どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要があると考えられ、重要性がある場合は、追加情報としての開示が求められるものと考られる。
 - ※2 2020年5月11日 追補版(抜粋)

上記の(4)の「重要性がある場合」については、当年度に会計上の見積りを行った結果、当年度の財務諸表の金額に対する影響の重要性が乏しい場合であっても、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある場合には、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する追加情報の開示を行うことが財務諸表の利用者に有用な情報を与えるとになると思われ、開示を行うことが強く望まれる。

(2) 非財務情報(記述情報)の開示

▶ 内閣府令改正により本年3月期から充実した記載が求められる非財務情報(記述情報)において、新型コロナウイルス感染症の影響についても充実した開示を行うことを強く期待

(3) 有価証券報告書レビューによる対応

▶ 有価証券報告書に対する審査(有価証券報告書レビュー)について、元々審査対象としていた非財務情報には新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示も含まれるほか、上記の財務情報の開示も審査対象

「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A」の概要

- 新型コロナウイルス感染症の広がりは、多くの上場企業等の経済活動に影響を与えており、こうした不確実な経営環境の下、経営者の視点による充実した開示を行うことは、投資家の投資判断にとって重要
- 「記述情報の開示の好事例集」(2019年12月最終更新)の取りまとめにご協力いただいた投資家・アナリストの意見を踏まえ、有価証券報告書の記述情報における新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示について投資家が期待する好開示のポイントをQ&Aとして公表(2020年5月29日公表)

1. 位置づけ

- 本Q&Aは、プリンシプルベースのガイダンスである「記述情報の開示に関する原則」(2019年3月公表)に沿っており、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促すことを目的
- 本Q&Aは、<u>新たな開示事項を加えるものではない</u>が、これを参考に、<u>充実</u> した開示が行われることを強く期待



2. Q&Aに収録した項目

- Q2 事業等のリスク
- Q3 事業等のリスクの対応策
- Q4 経営者による財政状態、経営成績及キャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)
- Q5 キャッシュ・フロー分析
- Q6 会計上の見積り
- Q7 監査役等の活動状況
- Q8 役員報酬
- Q9 政策保有株式
- Q10 将来情報における事後的な事象の変化に係る開示 の考え方

3. 新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示 Q&A

Q1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等の記載内容

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、

- 経営環境において、新型コロナウイルス感染症の影響について記載する必要があるか。
- → 現状の経営環境を踏まえ経営方針・経営戦略等を見直す場合における開示の留意事項は何か。
- 経営方針・経営戦略等を見直す必要がない場合は、追加の説明は不要か。

(解説)

- 有価証券報告書における経営方針・経営戦略等については、背景となる「経営環境についての経営者の認識の説明」を含めて記載することが求められています。
- 経営環境については、企業構造、事業を行う市場の状況や競合他社との競争優位性に加えて、自社の弱みや課題、経営環境の変化を踏まえた自社にとっての機会やリスクに関する経営者の認識を記載し、これらも踏まえて経営方針・経営戦略等を記載することが望まれます。また、投資家がセグメントごとの経営方針・経営戦略等を適切に理解できるよう、各セグメントに固有の経営環境についての経営者の認識も併せて説明することが望まれます。
- 新型コロナウイルス感染症の広がりは、各社の経営環境等に大きな影響を与えており、その影響は事業等によって 異なるものと考えられます。このだめ、新型コロナウイルス感染症が自社の経営環境にどのような影響を与えてい るかについて、経営者が新たに認識した自社の弱みや課題、機会やリスク等も踏まえ、セグメントごとに具体的に 記載することが望まれます。
- 加えて、新型コロナウイルス感染症の影響が今後の経営環境にどのような変化をもたらす可能性があるかについての経営者の認識も記載することが期待されます。
- 現状の経営環境の変化を踏まえて経営方針・経営戦略等を見直す場合、従前からどのような点を変更したかが分かるように記載することが望まれます。また、KPIの変更が必要となる場合には、新しいKPIを示すだけではなく、その変更理由についても具体的に記載することが期待されます。
- 経営方針・経営戦略等を見直す必要がないと判断した場合であっても、新型コロナウイルス感染症の拡大により生活様式の変化を求められていることを踏まえ、見直す必要がないと判断するに至った議論の背景等を具体的に記載することが期待されます。

別紙(12)

新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その6) 【日本公認会計士協会より公表(6月30日)】

- 日本公認会計士協会は、6月30日に「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項 (その6)」を公表
 - ⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響に関する四半期レビューでの留意事項を周知

- ①固定資産の減損の兆候の識別
 - ▶ 資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化を生じさせるような意思決定や、経営環境の著しい悪化に該当する事象について、適切な経営者又は役職者等に対して質問し、必要に応じて、関係書類等の閲覧などの追加的な手続を実施し確認する必要があることに留意。
- ②繰延税金資産の回収可能性の判断
 - ▶ 業績の著しい悪化や経営環境の著しい変化等について、適切な経営者又は役職者等に対して質問し、 分析的手続は、企業が属する業種の特性等を適切に理解した上で実施する必要があることに留意。
- ③当年度の四半期報告書における追加的な開示(見積り)
 - ▶ 企業会計基準委員会から公表された議事概要における四半期決算における考え方を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の見積りに関する仮定が、四半期報告書において、適時適切に開示される必要があることに留意。
- ④四半期レビューにおける継続企業の前提
 - 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況や継続企業の前提に関する重要な不確実性の前会計期間の決算日からの変化を踏まえ、必要に応じて、質問に加え関連書類の閲覧等の追加手続を実施し、経営者が行った評価及び対応策について慎重に検討する必要があることに留意。

「四半期報告書における新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について」の概要

○ 本年6月26日、企業会計基準委員会の議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」が更新され(4月10日公表、5月11日追補、6月26日更新)、四半期決算における考え方が示されたことを踏まえ、金融庁から、四半期報告書の財務および非財務情報の双方において、今般の感染症の影響に関する、適時適切な開示が強く期待されることを要請(2020年7月1日公表)

要請文の主な内容

(1)四半期報告書の提出期限

▶ 4月20日から9月29日までの期間に提出期限が到来する有価証券報告書、四半期報告書等について、企業 側が個別の申請を行わなくとも、その提出期限を一律に9月末まで延長

(2) 財務情報(追加情報)の開示

- ▶ 企業が財務諸表の作成に当たって設定した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について、6月26日に企業会計基準委員会から更新された議事概要等を踏まえ、四半期報告書において、適時適切に投資家へ情報提供することが強く期待されること。
 - ※ 2020年6月26日 議事概要 更新版(概要)
 - <u>四半期決算において当該仮定に重要な変更を行ったとき</u>は、他の注記に含めて記載している場合を除き、四半期財務諸表に係る追加情報として、<u>当該変更の内容を記載する必要</u>があるものと考えられる。
 - 前年度の財務諸表において当該仮定に関する追加情報の開示を行っている場合で、<u>四半期決算において当該仮定に重要な変更を行っていないとき</u>も、重要な変更を行っていないことが<u>財務諸表の利用者にとって有用な情報となると判断される</u>場合は、四半期財務諸表に係る追加情報として、重要な変更を行っていない旨を記載することが望ましい。

(3) 非財務情報(記述情報)の開示

内閣府令では前事業年度の有価証券報告書から重要な変更があった場合、当該変更の具体的な内容を四半期報告書において記載することが求められていること

(4) 有価証券報告書レビューによる対応

▶ 四半期報告書の財務情報(追加情報)及び非財務情報における当該開示についても、有価証券報告書し ビューの一環として、必要に応じて確認すること